

# 地方環境事務所

## ○「全国知事会提言」(H20. 2. 8)

全ての業務を地方に移譲することが可能であり、原則として地方環境事務所（ブロック機関 7，都道府県機関 83）を廃止することができる。

ただし、国立公園の保全・整備に関する業務やトキの野生復帰事業のように国際保護鳥に関する国家的プロジェクトについては、国において引き続き実施すべきという意見や、廃棄物の輸出入に関する業務については、他省庁との連携が課題であるという意見があり、今後こういった問題に限定してさらに検討していく必要がある。

## 《地方環境事務所の主な事務》

### ①廃棄物・リサイクル・環境対策に関する報告徴収・立入検査等

廃棄物処理法・個別リサイクル法・公害規制法等に基づく報告徴収・立入検査等。

### ②国立公園・原生自然環境保全地域等の保護・保全等

自然公園法・自然環境保全法に基づく開発行為の許可、違反行為をした者に対する中止命令・原状回復命令等。

国指定鳥獣保護区内における鳥獣捕獲等の許可等。

### ③希少野生動植物の種の保全・外来生物対策等

特定国際種事業を行う者の届出の受理と指示、外来生物の飼養等の許可及びその許可を受けた者の報告徴収・立入検査等。

## 原則として「地方に移譲すべき事務」として整理

本省の窓口業務、地方との類似業務は地方で実施。

## 地方に移譲すべき事務（28事務）

### 《想定される論点》

- 全国又は複数都道府県にまたがる広域的な事業を実施している事業者の監督等の事務について、どのような広域連携体制・方策が必要となるか。
- 環境省（本省）や他省庁との連携をどのように図るか。  
（例）廃棄物の輸出入に関する業務

## 廃止すべき事務（5事務）

- ラムサール条約湿地の保全管理に関する事務（地方公共団体に対する調整等に関する事務）  
⇒ 本体事務の地方移管が前提
- 緊急時における報告徴収・立入検査等に関する事務（廃棄物処理法、公害規制法関係）  
⇒ 重複業務